

残土処分の取扱いについて（お知らせ）

令和5年3月
山口県土木建築部

県土木建築部が発注する工事における建設発生土については、現場内及び公共工事間の流用、一時的な仮置き等により残土の発生を抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、関係法令に基づき、適正に残土処分を行うものとしています。

このたび、さらなる適正処分を図るため、残土処分の取扱いを以下のとおり変更します。

1 残土処分の考え方 アンダーライン部が今回変更箇所

原則として指定処分とする。

ただし、公共残土処理場の受入れ対象外の地域においては、承諾済みの民間残土処理場を搬出先とすることを施工条件書に明示する。なお、受注者が承諾済みの民間残土処理場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができる。

2 積算上の取扱い アンダーライン部が今回変更箇所

区分	公共残土処理場	民間残土処理場（承諾済み）
処分費用	協定を締結した処理単価	700円/m [※]
運搬距離	実距離	上限20km (実距離により設計変更)

※税抜価格（捨土整正費用を含まず、その他、捨土料、防災施設費等の全てを含む。）

3 適用

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和5年4月1日以降、入札参加資格審査結果の通知を行う工事に適用する。

4 その他

民間残土処理場に関する様式等は、次の技術管理課ウェブページからダウンロード可能です。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/zanndo/zanndo.html>